

事務連絡
令和4年3月9日

各市町村高齢介護担当課長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の
緩和認定等に係る臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域密着型サービス外部評価の緩和認定について令和4年度については、別添のとおりのお取り扱いとしますので、ご承知の上、管内の地域密着型サービス事業所へ周知頂きますようお願いいたします。

なお、本件については京都府地域密着型サービス外部評価機関に対しても事前調整の上、周知していることを申し添えます。

担 当	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
電 話	(075)414-4575
FAX	(075)414-4572

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和認定等に係る臨時的な取り扱いについて

1 受審期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため外部評価調査の実施が延期となり、受審期間内に受審ができなかった場合、令和5年3月31日までに受審すれば、受審期間内に受審があったこととして取扱います。

上記により延期を行った場合、評価機関が作成する延期理由を記録した文書（様式は任意）を保管し、緩和申請時に提出してください。

2 調査方法の柔軟な取扱いについて

上記期間内については、訪問調査に代えて、電話、S k y p e等を活用した職員ヒアリング、写真や評価に必要な書類を事業所から郵送いただく等の方法による調査についても可能とします。

京都府健康福祉部高齢者支援課
事業所・福祉サービス係